

令和6年度 国の予算・制度等に関する要望

来年度予算編成に当たり、以下の通り要望します。

1 品確法の改正について

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品確法」と言う）が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。本法改正を受け、令和3年1月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」には、予定価格の適切な設定などが盛り込まれました。さらに、令和5年4月のガイドライン改正では最新の労務単価の活用などビルメンテナンス業務の契約の適正化について踏み込んだ言及がありました。このように、ビルメンテナンス業務に関する言及は着実に進展して参りましたが、一方で品確法は基本的に公共工事の品質確保を目的としており（第1条）、ガイドラインだけでは確固なものとは言えません。

つきましては、品確法を再度改正の上、条文上にビルメンテナンス業務に関して明記いただきたい。

2 適切な契約の実現について

(1) 適正価格による契約について

都道府県、市区町村に対し、昨年11月8日付で総務省自治行政局行政課長（以下、「総務省」と言う）から「ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について」という通知が発出され、11月9日付で厚生労働省からも同内容の依頼が発出されております。

また、昨年11月30日付で厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長（以下、「厚生労働省」と言う）から各省庁宛に緊急依頼が、総務省からは各都道府県契約担当部長等に対して「最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナンス業務に関する契約に係る契約金額の変更について」という通知がなされるとともに、本年8月末には厚生労働省及び総務省から最低賃金額の改定に伴う同様の通知が発出されました。

その他、令和5年度の建築保全業務労務単価は令和4年12月に公表された後、その後の賃金動向を踏まえ、令和5年2月に改めて見直しが行われました。

維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保のため、公共工事同様に建築保全業務労務単価の活用を徹底いただくとともに、スライド適用等の制度改正をお願いしたい。

(2) 厚生労働省による調査と公表の継続について

令和5年3月24日、総務省・財務省・国土交通省が「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続きに関する実態調査の結果について」を公表しております。

厚生労働省には、令和4年6月2日付で「ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務の実施状況調査結果」を公表いただいております。

厚生労働省におかれましても、総務省等と同様に毎年度調査・公表をお願いしたい。

(3) エコチューニング認定制度の促進について

令和3年5月26日、改正地球温暖化対策推進法が成立、2050年に温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が明記されました。また、本年2月に環境配慮契約法基本方針の変更が閣議決定され、「エコチューニング」が明確に位置付けられ、「建築物の維持管理契約に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする」とされました。

国・独立行政法人等は義務、地方公共団体等は努力義務とされておりますので、基本方針が徹底されるようお取り計らいいただきたい。

(4) 全省庁統一資格付与点数表の見直しについて

各省庁の入札参加資格である「全省庁統一資格」における等級算出のための付与点数は、①前2ヵ年の年間平均生産・販売高実績、②自己資本額の合計、③流動比率、④営業年数、⑤設備の額の5項目で算定されますが、策定以来20年以上にわたって見直されていません。

特に、前2ヵ年の年間平均生産・販売高実績の配点が最高65点と高く、かつ業務の内訳が考慮されていません。90点以上がA等級、80点以上90点未満がB等級とされ、かつ、等級によって入札参加可能な予定価格がA等級は3,000万円以上、B等級は1,500万円以上3,000万円以下とされており、結果的に大企業優位となっております。さらに、障害者雇用率は厚生労働省の一部部局を除き、算定項目に入っておりません。

全省庁統一資格付与点数表を見直し、入札参加資格として、ISO9001、環境マネジメントシステム（ISO14001 等）、障害者雇用率等を加えるとともに、ビルメンテナンス業務については当該業務の生産・販売高によって評価するようお願いしたい。

また、本要望については厚生労働省だけでなく関係省庁からご回答をいただけるようご配慮いただきたい。

（５）入札参加資格の運用徹底について

各省庁の入札参加の際の参加資格についての運用をルールに基づいて実施するようご指導いただいているところですが、先般、新たに特記事項を設け、入札の競争性を担保できない入札参加資格が設けられたケースが生じました。

令和５年度の全国の裁判所の入札案件において、特記事項としてＡまたはＢ等級、但しＢ等級は、「中小企業・小規模事業者であり、本件業務と同等以上の仕様の役務提供をした実績の証明」とされました。これにより、Ｂ等級であっても、資本金５千万円以上で従業員１００人以上の企業は入札参加できない反面、Ａ等級は参加できるという大変不平等で競争性が担保されない入札条件となっております。

適切な競争入札を実施するためにも、運用ルールの徹底をお願いしたい。

３ その他の制度改正

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高いという特色があります。また、高齢者、女性、障害者の雇用によって社会的貢献をしております。一方、中小企業中心の業界であるため、社会保険適用拡大により経営は大きく影響を受けております。よって、以下の制度改正について要望します。

（１）短時間労働者の社会保険適用拡大について

令和２年６月５日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、２０２４年１０月には５０人超規模の企業まで適用することとしています。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性・障害者の雇用、パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となっていますが、ビルメンテナンス業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。

事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用対象外である週２０時間未満の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがねません。

社会保険適用拡大に当たっては、補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施していただきたい。

(2) 障害者雇用への支援策について

障害者の法定雇用率は現在、従業員 43.5 人以上の企業において 2.3%ですが、2024 年 4 月以降段階的に引き上げられ、2026 年 7 月からは従業員 37.5 人以上の企業は 2.7%以上となります。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター（補助者）の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。

障害者雇用を名実ともに促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

以 上